

令和4年度

定期監査結果報告書

(第1次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙を含みます。

監査報告第32号
令和4年8月30日

和 泉 市 長 辻 宏 康 様
和 泉 市 議 会 議 長 森 久 往 様
和泉市教育委員会教育長 小 川 秀 幸 様

和泉市監査委員 露 口 六 彦
和泉市監査委員 松 本 利 裕

令和4年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度の定期監査（第1次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

〔1〕 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査

- ・地方自治法第 199 条第 1 項に基づく財務監査
- ・地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査

〔2〕 監査の対象

1 対象機関：小学校 7校

(国府・伯太・いぶき野・南池田・青葉はつが野・横山・南横山)

中学校 3校

(郷荘・北池田・光明台)

2 対象事務：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの事務事業

〔3〕 監査の着眼点

1 共通事項

- ①児童生徒数の推移について
- ②光熱水費の支出状況について
- ③研修費等の補助金状況について
- ④ガラス破損状況について
- ⑤就学援助認定状況について

2 監査対象別

- ①防災訓練等の実施状況について
- ②就学援助費、特別支援教育就学奨励費支出状況について
- ③取得備品の管理状況について
- ④保護者負担金徴収状況について
- ⑤理科薬品の管理状況について
- ⑥公金・準公金の取扱い状況について
- ⑦郵券の管理状況について

〔4〕 監査の主な実施内容

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の、主に財務に関する事務について、監査対象機関より、あらかじめ提出された関係資料及び諸帳簿など（一部抽出）を照査するとともに、関係職員から業務の概要及び事務処理状況などについて説明を受け、質問するなどの方法により実施した。

監査基準第 16 条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせて、合理的かつ効

果的に行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、監査等対象機関の職員などに質問して、回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する。

〔5〕 監査等の実施場所及び日程

- 1 実施時期：令和4年6月8日から令和4年8月22日
- 2 実施場所：市役所会議室及び各小・中学校

〔6〕 監査の結果

すべての小中学校において、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていた。しかし、一部の事務処理について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講ずるとともに、「学校会計事務必携」等を再確認し、適正に事務の執行をされたい。

1 国府小学校

- (1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、保護者の同意がある場合、児童へ手渡しているケースや保護者に給付金を渡したにもかかわらず、領収書を後日徴収しているケースが見受けられた。

2 伯太小学校

- (1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、保護者の同意がある場合、児童へ手渡しているケースが見受けられた。

3 いぶき野小学校

- (1) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、保護者の同意がある場合、児童へ手渡しているケースや保護者に給付金を渡したにもかかわらず、領収書を後日徴収しているケースが見受けられた。
- (2) 業者への支払い処理を失念し、期日までに支払いができていないケースが見受けられた。「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づき、適正な事務処理をされたい。

4 南池田小学校

- (1) 切手管理簿について、レターパックの記載漏れが見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 学習費、教育拡充費について、会計年度内に処理がなされていないケースが見受けられた。
- (3) 積立金の返金について、領収書の宛名漏れが見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (4) ガラス破損状況の現金出納帳について、年度末の締め忘れが見受けられた。「学校会計事務必携」及び「ガラス破損時の書類等扱いについて」に基づき、適正な事務処理をされたい。

5 青葉はつが野小学校

- (1) 給食費の現金出納帳について、2件の記載漏れが見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。

6 横山小学校

- (1) 事務処理については、適正かつ効率的に執行されていた。

7 南横山小学校

- (1) 給食日誌について、残量の記載漏れ（牛乳・主食）が見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 教材費について、資金不足になったものを次学期に支払っているものが見受けられた。

8 郷荘中学校

- (1) P T A会費について、会計年度に処理がなされていないケースが見受けられた。（令和2年度末に購入したものを令和3年度会計で業者に支払い）
- (2) 生徒会費について、現金の私的な利用はないものの、立替払いが多く、ポイントカードによりポイントの付与を受けているものが見受けられた。また、立替払い者への返金が長期間なされていないケースが多数見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (3) 保護者への会計報告書について、修正テープを使用しているケースが見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。

9 北池田中学校

- (1) 切手管理簿について、レターパックの記載漏れが見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 生徒会費について、現金の私的な利用はないものの、ポイントカードによりポイントの付与を受けているケースや立替払い者への返金が長期間なされていないケースが多数見受けられた。「学校会計事務必携」に基づき、適正な事務処理をされたい。

10 光明台中学校

- (1) 教材費について、収支報告書の作成以降に返金しているケースが見受けられた。（年度末残金と令和4年度への繰越金が不一致）収支報告書の適正な事務処理をされたい。

〔7〕意見

令和4年度の監査において、従来から指摘・指導を行ってきた立替払いや現金出納帳への記載漏れが減少傾向にあることを確認できた。また、理科薬品の廃棄や管理についても適正に対処されているなど、監査での指摘・指導事項を反映できている。今後も引き続き「学校会計事務必携」並びに「地方自治法」等関係法令を遵守し適正な事務処理に努められたい。

行政監査においては、教職員、児童生徒の健康面、安全確保並びに学校環境に着目し監査を行った。

以下の項目について、積極的に取り組まれることを期待する。

- ・教職員のストレスチェック結果については、各校の健康リスクにばらつきがあることを確認し、改善が必要と思われる学校については、助言を行った。他校や和泉市教職員平均並びに全国平均等と比較しながら、今後の職場環境の充実・改善に活かしていくよう努められたい。
- ・GIGAスクール構想については、成長過程にある児童生徒の視力や使用時の姿勢等に留意し、児童生徒の学力が最大限引き出されるよう引き続き適切に取り組まれたい。
- ・AEDについては、すべての学校に1台設置していることを確認した。しかし、各学校において、異なる敷地面積であるにも関わらず、同じ台数が設置されていることに疑問を呈した。再度設置台数の検討を行われたい。
- ・消防の立入検査の結果については、教育・こども部 学校園管理室において改善に努めているが、一部対応しきれていない箇所が見受けられたため、早期に改善を図られたい。各小中学校では、児童生徒の安全確保が第一であるため、一部対応できていない箇所については、十分留意し防災訓練等にて対策を講じられたい。

今後も学校環境のさらなる充実に努め、児童生徒が安全快適に学校生活を過ごせるよう期待する。